

2011. 3. 10

「加工食品の原料原産地表示」の拡大に関する意見

(社)日本冷凍食品協会
常務理事 山本 宏樹

標記については下記のような懸念があり、冷凍食品業界としては慎重な検討・対応を要望致します。

1. そもそも加工食品の原材料は複雑・多岐にわたることが多く、しかも原材料を安定的かつリスク分散を考慮した複数の地域、国、納入業者から調達することはごく普通に行われています。調達先が変わるごとに原料の原産地表示を変えることはコストの増加となるばかりではなく、表示のミスを増加させる要因にもなり兼ねません。
2. 本来このような原料事情の影響を受けずに製品を安定的に作り出すことが生産技術といっても過言ではありません。しかし、現実的には原料原産地を適切に表示することは事業者にとって大きな負担となる可能性が高いといわざるを得ません。特に中小零細企業が多数を占める我が国の食品産業においては厳しい状況です。
3. 加工食品の原材料は元来複雑なだけに、前述のとおり表示ミスの原因ともなりやすく、意図的な偽装は論外としても製品回収等の発生の増加も懸念されます。
近年、必ずしも人の健康被害とは無関係であるにもかかわらず回収等の事態の多発があり、今後も企業のみならず社会的にも膨大な損失増加の可能性が高くなることが懸念されます。少なくとも原料原産地の表示は当該原料及び作られた最終製品の安全性とは無関係であるはずですから、食品安全の強化と表示の拡大を同一視する議論には賛成できません。
国際的に原料原産地表示が論議されない理由はこの辺にあるのではと推察します。
4. 現在 JAS 法に基づいて義務化されている 20 食品群の原材料原産地表示は、その趣旨が原材料の品質が最終加工食品の品質に影響する場合であって、かつ表示すべき原材料の配合比率が 50%を超える場合となっており、原材料表示の趣旨・目的が異なる規制の並存は消費者へ無用の混乱を与えることが懸念されます。
5. 原材料表示の実施方法としてパッケージ上の他に、インターネット、二次元バーコード、問い合わせ先電話番号等の表示、店頭表示等による情報提供が考えられます

が、これらのいずれの手段を講じるにしても、原料調達、生産管理システムなどを変更するための技術的問題、時間的制限、コスト増加など多くの課題が存在すると考えられます。

6. 国際的にも原材料原産地表示は共通の取り組み(CODEX等)となっていない中で、我が国のみでの先行的な実施はWTO体制下で非関税障壁として貿易摩擦の原因にもなりかねません。「輸入品」と「国産品」とするような大括り表示では消費者に理解されないばかりではなく、国際的にも問題となる可能性をはらんでいるとおもわれます。

以上